

美唄市教育大綱

令和 3 年 4 月

美唄市

1 大綱策定にあたって

いつの時代でも、子どもたちは地域の宝です。子どもたちの元気が、まちや地域の人々を元気にし、未来へつなげる可能性を生み出します。全ての子どもたちが健やかに成長し、その将来が夢や希望にあふれたものであることを願ってやみません。

近年、少子高齢化の進行により、地域活力の低下が危惧されています。また、グローバル化、高度情報化など変化の激しい社会の中で、教育は大きな転換期にあり、様々な教育改革が進められています。

こうした中、近年の教育行政においては、福祉、農業や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要とされており、市長部局と教育委員会とが連携し、総合的に施策を推進していくことが求められています。

このことから、第7期美唄市総合計画前期基本計画(令和3年度～令和7年度)を踏まえ、市民の皆様が生涯にわたり、学習、文化、スポーツ活動を続けることができるよう、本市の教育施策の方針として、新たな「美唄市教育大綱」を定めます。

地域の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むための教育環境を整備するとともに、本市の豊かな歴史や豊富な地域資源をしっかりと守り、地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、市民の・市民による地域学、美唄学」の確立に向けた取組を市長部局と教育委員会が一体となって推進してまいります。

2 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の総合的な推進を図るため、総合教育会議において市長及び教育委員会が協議・調整し、市長が策定する大綱です。

3 関連計画との整合性

本市における最上位計画である第7期美唄市総合計画前期基本計画(令和3年度～令和7年度)を始め、第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画「新びばいっこすくすくプラン」(令和2年度～令和6年度)や第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画(令和3年度～令和7年度)などの関連計画との整合性を保ちつつ、将来の「まちづくり」のための施策を「教育・文化・芸術・スポーツ」という視点から総合的に推進していきます。また、社会情勢の大きな変化があった場合は、必要に応じた改訂を行うなど、柔軟かつ適正に対応してまいります。

4 大綱の期間

教育大綱の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 大綱の基本理念

**自らの可能性に挑戦し、新たな時代に向けて
たくましく生き抜く力の育成**

6 大綱の基本目標

基本目標 1

「社会から求められる力の育成」

教育の目的は一人ひとりの人格の完成にあります。

グローバル化や Society5.0 時代の到来など社会が大きく変化している中、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実践し、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育みます。また、キャリア教育や特別支援教育を充実し、社会的・職業的に自立するための力を身に付けるなど、「社会から求められる力の育成」が図られる教育を推進してまいります。

【取り組むべき方向】

- ① 義務教育における確かな学力の育成
- ② 情報教育の充実
- ③ キャリア教育の充実
- ④ グローバル社会に求められる国際理解教育の推進
- ⑤ 特別支援教育の充実

基本目標 2

「豊かな人間性と健やかな体の育成」

豊かな自然環境や独自の歴史・文化・産業を持つ美唄に生まれ育ったことへの誇りとふるさとへの愛着を持ち、基本的な倫理観や規範意識を身に付けるとともに、自分の価値を認識し、他者と協働する心を育てていくことや、体力・運動能力の向上、食農教育の一層の充実などにより「豊かな人間性と健やかな体の育成」が図られる教育を推進してまいります。

【取り組むべき方向】

- ① 道德教育の充実
- ② いじめの防止や不登校児童生徒への支援の充実
- ③ ふるさと教育の充実
- ④ コミュニケーション能力の育成
- ⑤ 体力・運動能力の向上
- ⑥ 食農教育の推進
- ⑦ 健康教育の推進

基本目標 3

「地域との連携・協働等の推進」

家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を担い、力をあわせて、地域の教育力を高めながら子どもたちを育てていくとともに、地域全体で、学校現場や教職員を支えてまいります。また、人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児教育の充実や生まれ育った環境等に左右されることなく、健やかに育てるための教育環境づくりなど、「地域との連携・協働等」を推進してまいります。

【取り組むべき方向】

- ① 学校・地域との連携・協働・共育の推進
- ② 幼児教育の充実
- ③ 学びのセーフティネットの構築

基本目標 4

「学びをつなぐ学校づくりの促進」

児童生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動の充実や特色ある高校づくりのほか、生涯学習センターを併設した小中一貫校又は義務教育学校の導入に向けた取組を進めてまいります。また、教職員の資質・能力の向上や子どもたちの安心・安全を確保するため、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保や自らの安全を守るための能力を身に付けさせる学校安全教育の充実など、「学びをつなぐ学校づくり」を促進してまいります。

【取り組むべき方向】

- ① 学校段階間の連携・接続の推進
- ② 特色ある高校づくり

- ③ 新しい学校づくり
- ④ 教職員の資質・能力の向上
- ⑤ 教職員の働き方改革の推進
- ⑥ 学校安全教育の充実
- ⑦ 学校運営の改善

基本目標 5

「スポーツを通じた地域づくりの推進」

全ての市民が健康で生き生きと暮らすことができるまちを目指す「スポーツ健康都市宣言」の趣旨に基づき、生涯にわたり誰もが体力や年齢、性別、障がいの有無、興味や目的に応じて運動やスポーツに親しむほか、スポーツ大会開催や社会人、学生の競技チームなどの合宿受け入れなどによる「スポーツを通じた地域づくり」を推進してまいります。

【取り組むべき方向】

- ① ライフステージに応じた運動・スポーツによる健康づくり
- ② ライフステージに応じたスポーツに親しむ場の確保
- ③ ライフステージに応じたスポーツによる地域の活性化

基本目標 6

「地域に根ざし、暮らしに学ぶ生涯学習活動の推進」

人生 100 年時代を迎え、美唄市にある様々な地域資源や人材を活用し、趣味や教養、交流活動など自己実現のための多様な教育や学習の時間を持つとともに、生涯を通じて知識と時代の変化に応じたスキルを習得するため「地域に根ざし、暮らしに学ぶ生涯学習活動」を推進してまいります。

【取り組むべき方向】

- ① 地域学、美唄学を取り入れた生涯学習の推進
- ② 芸術文化活動の推進
- ③ 未来を切り拓く歴史と文化遺産の継承